

## 4 7 合理的配慮の提供支援事業概要

### 1 目的

障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の見直しにおいて、事業者による合理的な配慮の提供を義務化することに伴い、合理的な配慮の提供に係る事業者等の財政負担を軽減すること並びにこれにより、事業者等による合理的な配慮の提供を促進することで、障害者差別の解消を推進することを目的とする。

### 2 事業概要

市内の事業者、町会・自治会等が、点字メニュー、会話ボード等のコミュニケーションツールの作成、折り畳み式スロープ、簡易洋式トイレ等の購入及び手すりの設置、段差解消等の工事を行った場合に、その費用の一部又は全部を助成する。また、合理的配慮の提供を行った事業所には、ステッカーを交付し、見える位置に貼ってもらうことで、合理的配慮の提供を行っていることを利用者に周知する。

ステッカーのデザインについては、この事業の周知及び身近な事業として親しみを持ってもらえるように市民から募集の上、デザインを決定する。

### 3 助成内容

(1) コミュニケーションツール作成事業	50千円×2件	= 100千円
(2) 物品購入事業	100千円×8件	= 800千円
(3) 工事施工費	200千円×2件	= 400千円
(4) 手話通訳者等派遣事業	30千円×2件	= 60千円

### 4 予算額

(1) 合理的配慮の提供支援に係る助成金	1,360千円
(2) 合理的配慮表示ステッカー記念品	3千円
(3) 消耗品費	3千円
(4) 印刷製本費	461千円
(5) 郵便料	6千円